

A27 出資者・基金拠出者と社員と役員は必ずしも同一ではありません。

【解説】

出資者・基金拠出者と社員と役員の関係は以下のような場合があります。

1. 経過措置型医療法人の場合

- (1) 出資持分を有する者が社員であり、役員となっている場合
- (2) 出資持分を有する者が社員であり、役員となっていない場合
- (3) 出資持分を有する者が社員でなく、役員となっている場合
- (4) 出資持分を有する者が社員でなく、役員となっていない場合
- (5) 出資持分を有しない者が社員であり、役員となっている場合
- (6) 出資持分を有しない者が社員であり、役員となっていない場合
- (7) 出資持分を有しない者が社員でなく、役員となっている場合

2. 基金拠出型医療法人の場合

- (1) 基金を拠出した者が社員であり、役員となっている場合
- (2) 基金を拠出した者が社員であり、役員となっていない場合
- (3) 基金を拠出した者が社員でなく、役員となっている場合
- (4) 基金を拠出した者が社員でなく、役員となっていない場合
- (5) 基金を拠出していない者が社員であり、役員となっている場合
- (6) 基金を拠出していない者が社員であり、役員となっていない場合
- (7) 基金を拠出していない者が社員でなく、役員となっている場合

	出資者・基金拠出者	社員	役員
1.(1)・2.(1)の場合	○	○	○
1.(2)・2.(2)の場合	○	○	
1.(3)・2.(3)の場合	○		○
1.(4)・2.(4)の場合	○		
1.(5)・2.(5)の場合		○	○
1.(6)・2.(6)の場合		○	
1.(7)・2.(7)の場合			○